

日本学生支援機構奨学金の 貸与を受けていた在学生へ

「在学猶予」の手続きについて

日本学生支援機構奨学金の貸与終了後に、学部又は大学院に在学中の方は、「在学猶予」の手続きをすることにより奨学金の返還期限が猶予されます。

在学猶予希望者は、下記により手続きをしてください。

1 対象者 [既に配付済の「返還のてびき」も併せて参照してください]

日本学生支援機構奨学金に貸与を受けていたことがあり、次のいずれかに該当する学生

(1) 令和4年4月に本学理学研究科に入学・進学した学生

※ただし、博士前期課程入学者で、奨学生予約採用候補者となっている方は、4月に「進学届」の手続きを行うことにより、在学届を提出する必要はありません。

(2) 令和3年度中に貸与を終了(満期や辞退)し、令和4年4月以降も引き続き同一の課程に在学している学生

(3) 貸与終了後も、留年等により卒業(修了)期が延びたために、令和4年4月以降も引き続き同一の課程に在学している学生

2 提出方法

スカラネット PS から在学猶予願を提出してください。

※機構ホームページトップ→奨学金→返還中の手続き→在学猶予

※「学校番号」は学務情報システムの配信から確認してください。

※インターネット上の手続きが難しい場合は、学生支援係窓口で「在学届」の用紙を受領し提出してください。日本学生支援機構のホームページからも入手できます。

3 提出期限

令和4年 5月13日(金)

※紙の「在学届」提出は4月19日(火)まで

4 その他

①この届を提出しないと在学中に返還が始まります。

②返還猶予期間中は無利息です。

③研究生・科目等履修生は「在学届」による猶予の対象となりません。